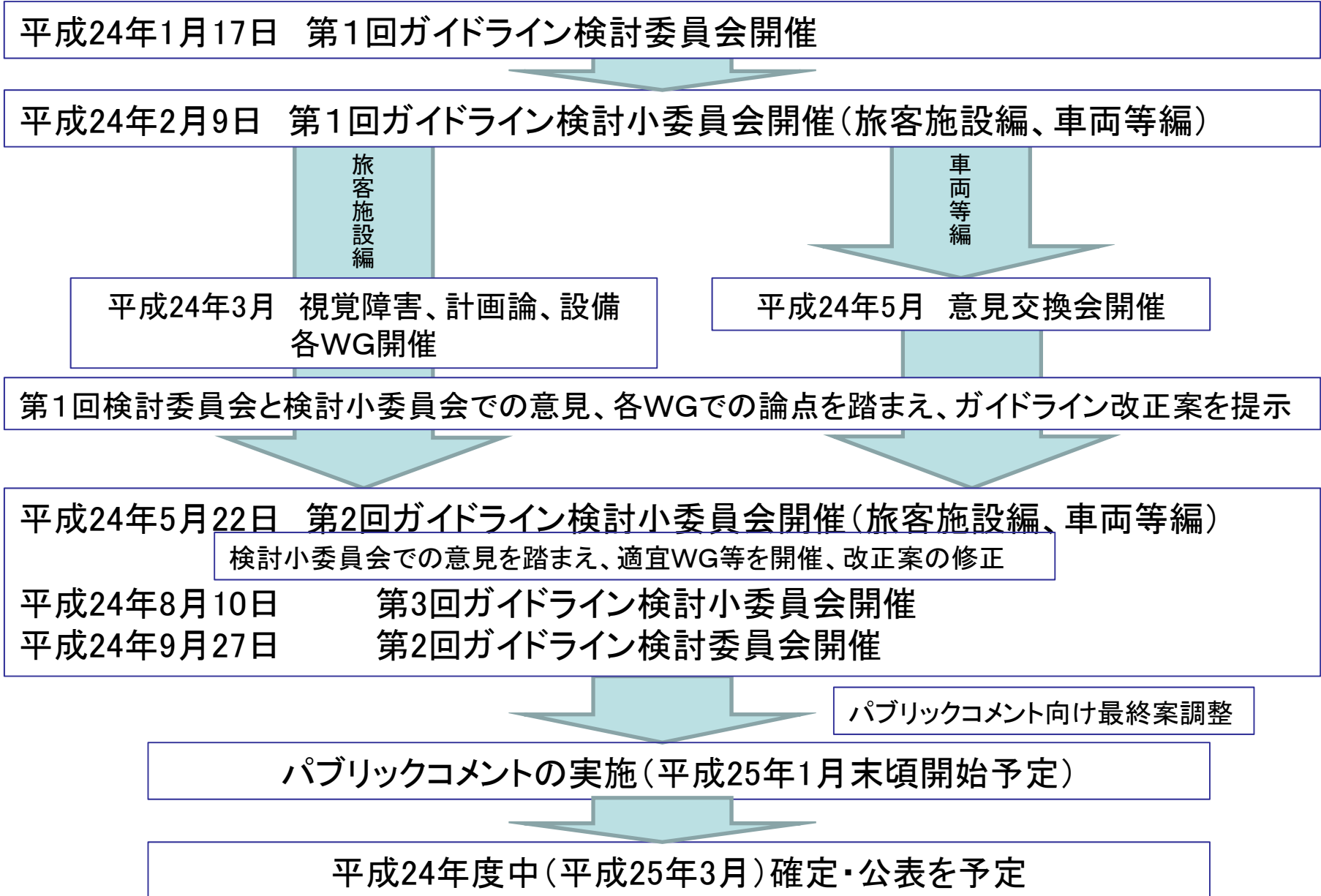


公共交通機関の移動円滑化整備ガイドライン 改訂の進捗状況について

平成25年1月18日

国土交通省 総合政策局 安心生活政策課



○全般(施設編・車両等編共通) パブリックコメント提示案

①整備内容区分の変更

現行ガイドラインでは、省令である移動等円滑化基準の内容を含めた「標準的な内容」と「望ましい内容」の2区分であるが、「移動等円滑化基準に基づく整備内容」の区分を設けて省令に基づく内容を明確化し、整備が一定程度進展した現状から、さらに一層の整備水準改善に向けた検討を行うための基盤として整理。

②「移動等円滑化整備の基本的な考え方」、「ガイドライン整備の経路・施設配置・情報提供等の具体的な考え方」の追記

「計画論」として検討してきた内容を、ガイドラインが個別の施設や設備の整備する際の目安を示すものであることを前提として、整備を行うにあたっての全体的な考え方として提示。

「移動等円滑化整備の基本的な考え方」

- ・移動等円滑化の目的
- ・移動可能な施設、車両等づくり
- ・一体的、統合的な整備の方針 利用者を統合的に、施設・車両等を一体的にとらえる

「ガイドライン整備の経路・施設配置・情報提供等の具体的な考え方」

- 移動経路確保の考え方 自立的な移動経路の確保
 - ・自立移動環境
 - ・わかりやすさ
 - ・大規模施設での対応
 - ・施設設置管理者間の連携
- 旅客施設と車両等における施設・設備配置の考え方
 - ・トイレ(アクセスのしやすさ、多機能トイレ機能の分散、複数箇所配置)
 - ・休憩施設等
- 情報提供の考え方
 - ・分かりやすい空間整備
 - ・接近退出双方の情報提供
 - ・手段の役割分担
 - ・異常時対応
 - ・技術的アプローチ
 - ・表示の方法
 - ・音案内
- 人的支援の必要性と国・地方公共団体・事業者・利用者との相互の協力体制

○旅客施設編 パブリックコメント提示案

①複数の主要出入口からのバリアフリー経路確保の記載の充実

離れた位置に主要出入口が複数存在する場合に、その全ての主要出入口においてバリアフリー経路を確保する必要がある旨の記載を追加。

②バリアフリーの連続性確保の記載の充実

公共用通路等との出入口をバリアフリー化する際や他の事業者・公共交通機関の乗り換えルートにおいて、施設管理者間や事業者間で調整の上、バリアフリーの連続性を確保する必要がある旨の記載を追加。

③エレベーターの記載の充実

15人乗り程度を標準的な整備内容とするとともに、利用実態等に応じて20人乗り以上のエレベーターの導入が望ましい旨の記載を追加。

④視覚障害者誘導用ブロックの記載の充実

国土交通省のこれまでの調査・検討結果等を踏まえ、可動式ホーム柵及び固定式ホーム柵開口部、階段の踊り場、傾斜路等における視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法に関する記載を追加。

⑤音声・音響案内に関する記載の充実

音案内の必要性についての基本的な考え方、音案内を整備する上での留意事項と着眼点に関する記載を追加。

⑥トイレに関する記載の充実

複数の方面からバリアフリー経路が確保されている場合に、利用実態等に応じてバリアフリー経路の方面ごとに多機能トイレを整備する必要がある旨の記載を追加。また、国土交通省のこれまでの調査・検討結果等を踏まえ、多機能トイレの利用の集中に対して分散化を図る観点から、多機能トイレの他に、乳幼児連れ、車いす使用者、オストメイト等に配慮した簡易多機能便房や簡易型機能を備えた一般便房の整備についての記載を追加。

○車両等編(その1) パブリックコメント提示案

①各章の前書きの追加

現行ガイドラインでは第2章バスと第3章タクシーにのみ記載のあった前書きの文章を、各章に置き前書き部分において各章における近年の動向や改訂のポイント等を簡潔に記載。

②鉄道:乗降口扉位置の統一に関する記載の追加

ホーム転落防止等に効果的なホームドア設置促進のため、車両側における乗降口扉位置の統一が望ましい旨の記載を追加。

③鉄道:ホームと車両床面との段差低減事例の掲載

プラットフォームと車両の乗降口との段差縮小について、施設側でのホームかさ上げの対応だけでなく、車両側の床面を下げることで段差縮小を図った事例を掲載。

④鉄道:車いすスペースの増設が望ましい旨の記載

車いす利用者だけでなく、ベビーカー利用者等の増加も考慮し、利用実態等に応じて車いすスペースを増設することが望ましい旨の記載を追加。

⑤鉄道:案内表示の表示内容・表示方法の記載の見直し

あらゆる利用者に分かりやすい情報提供を行うため、かな表記の必要性や状況に応じた表示内容の選択等の表示方法の記載を見直し。

⑥鉄道:その他の鉄道の記載の追加

現行ガイドラインの区分に該当しない鉄道車両の設備のデザインは「通勤型(短距離)鉄道・地下鉄」に準ずることを「その他の鉄道」の項目を追加。

○車両等編(その2) パブリックコメント提示案

⑦バス:都市内路線バスの車いすスペースの記載の充実

国土交通省のこれまでの調査・検討結果等を踏まえ、都市内路線バスの車いすスペースにおける、車いす固定装置や、車いすスペースに設置する跳ね上げ式座席、車いすスペースの表示に関する記述を充実。

⑧バス:都市間路線バスの乗降用リフトの標準的な整備内容の記載

都市間路線バスで床の高いタイプの車両におけるバリアフリー化を図るべく、乗降用リフトの標準的な整備内容の記載を追加。

⑨タクシー:UDタクシーの記載の見直し

国土交通省のこれまでの調査・検討結果を踏まえ制定されたUDタクシーの標準仕様を反映。

⑩タクシー:乗合タクシーの記載の追加

国土交通省のこれまでの調査・検討結果を踏まえ、乗合タクシー車両の基本的な標準仕様を新たに追加。

⑪航空:トイレの記載の充実

現行ガイドラインでは、通路が2以上の航空機のみを対象としていたトイレの記載について、通路が1かつ客席数60以上の航空機を対象として、車いす使用者が利用可能なトイレに関する記載を追加。